

**『2027年国際園芸博覧会
「推奨物流事業者」及び「場内貨物取扱指定事業者」の公募』
公募要領**

1. 事業名称

2027年国際園芸博覧会「推奨物流事業者」及び「場内貨物取扱指定事業者」の公募（以下、「本案件」という）

2. 目的

2027年国際園芸博覧会（以下「園芸博覧会」という。）の開催に伴い、海外からの公式参加者、非公式参加者及び一般営業参加者（以下「参加者」という。）が展示する貨物及び会場内で展示・使用・消費する貨物が園芸博覧会会場に搬入・搬出されることが見込まれる。

この要領は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）が、円滑な園芸博覧会運営のため十分な設備能力や人員を有する運送事業者及び通関業者として、「推奨物流事業者」と「場内貨物取扱指定事業者」を公募により選定することを目的とする。

3. 業務内容

(1) 推奨物流事業者

参加者による、会場外の地点（外国・日本国内）と園芸博覧会会場（協会の指定する納入場所）との間の貨物の輸送、通関手続き及び貨物取扱いに関与する業者の選択の便宜を図るため、協会が参加者に推奨する「推奨物流事業者」（下記（2）の場内貨物取扱指定事業者（2社）を含む。）を、協会は公募により7社程度選定する。協会は「推奨物流事業者」のリストを「参加ガイドライン（仮称）」に掲載し、参加者に示す予定である。（参加者は、会場外の地点と園芸博覧会会場との間の貨物の輸送、通関手続き及び貨物取扱いに関与する業者を、推奨物流事業者以外の業者から選択することが可能である。）

なお、参加者は、当該業者の選択を、自らの裁量と責任において行うものとする。

(2) 場内貨物取扱指定事業者

園芸博覧会会場内の貨物の取扱いの安全及び業務の効率化のため、参加者（当該参加者の委託を受けた運送事業者を含む）からの委託を受けて、園芸博覧会会場内での貨物取扱い（1. 展示場等の戸前又は中における貨物の取卸搬入、開梱、据付、移送、2.

発送、3. 荷役機械による貨物の取扱い、4. 作業員を伴う作業等の諸作業)、参加者への物流に関する支援などを一括して行う「場内貨物取扱指定事業者」を、協会は「推奨物流事業者」から2社選定し、指定する。協会は「場内貨物取扱指定事業者」のリストを「参加ガイドライン(仮称)」に掲載し、参加者に示す予定である。(参加者又は当該参加者の委託を受けた運送事業者は、園芸博覧会会場内での貨物取扱いについて、場内貨物取扱指定事業者以外の業者を選択することはできない。)

なお、協会は、当該事業者に対し、園芸博覧会の会場内に事務所を設け、必要な人員、機材等を整備させる等会場における業務体制を整えることを求めるとともに、会場内における全般的な作業が円滑かつ迅速に行われるよう、当該事業者の個々の作業計画及びその実施を必要に応じて調整し、指導する予定である。

4. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者、又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が要件をすべて満たすこと。また、各構成員は2つ以上の共同企業体の構成員となることはできず、単体の企業としての参加も出来ない。

資格要件：次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であること。

- (1) 当該公募に係る業務を遂行する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- (4) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していない者
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していない者
- (6) 国土交通省(本省又は関東運輸局・関東地方整備局)、農林水産省(本省)、神奈川県又は横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者

5. 応募に係る手続

本公募の参加を希望する場合は、下記書類を期日までに提出すること。

- (1) 提出期限 2024年3月6日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
交通計画課 小野澤・堀内
所在地 〒231-0013 横浜市中区住吉町1丁目13番地 松村ビル本館
電話 045-307-2069

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留）

<注意事項>

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配達業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。
- ・持参の場合は、平日午前9時～12時と午後1時～5時に、上記所在地にて受け付ける。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、発送後に必ず提出先まで電話連絡の上、期限までに到着するように発送すること。

(4) 提出書類等

ア 参加意向申出書（第1号様式）	1部
イ ヒアリングシート（Excelファイル）	1部
ウ 誓約書（参考様式1）	1部
エ 共同企業体届出書（参考様式4）（共同企業体のみ）	1部
オ 持続可能性の確保に向けた取組状況について （チェックシート）（Excelファイル）	1部
カ 持続可能性に関する誓約書（参考様式3）	1部
キ （4）イ ヒアリングシートで提出を求められたデータ 及び同シート内で「有」を選択した事業許可・免許・認定 書・届出等を格納した電子記憶媒体	1部

(5) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しない。
- イ 協会は提出書類等の受理後、追加資料の提出を求められることがある。
- ウ 提出された書類等は、返却しない。
- エ 参加意向申出書の提出は、1者につき1案のみとする。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）
- オ 提出後は提出書類等の内容変更は認められない。

6. 質問書（参考様式2）の提出

公募要領等の内容について疑義・質問のある場合は、質問書（参考書式2）を提出すること。なお、質問内容及び回答については、質問者のノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものと協会が認めたものを除き、協会ホームページにおいて公表する。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

(1) 提出期限 2024年2月28日(水) 午後1時まで (必着)

(2) 提出先 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
交通計画課 小野澤・堀内
電 話 045-307-2069
E-mail kotsukeikaku@expo2027yokohama.or.jp

(3) 提出方法 電子メール

<注意事項>

- ・送信後に必ず提出先まで電話連絡をすること。
- ・質問書は word 形式で添付すること。

(4) 回答日及び回答方法 2024年3月1日(金)に協会ホームページ【2027年国際園芸博覧会 「推奨物流事業者」及び「場内貨物取扱指定事業者」の公募について】において公表する。(https://expo2027yokohama.or.jp/)

7. 評価基準

別紙、評価基準のとおり

8. 提出書類等の返却

提出書類等は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、提出書類等は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

9. 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

10. 説明会

説明会は実施しない。

11. 審査の方法

(1) 審査方法

- ア 別紙、評価基準に基づき、物流業務委員会にて書類審査を行い、「推奨物流事業者」を7社程度選定するとともに、「場内貨物取扱指定事業者」を「推奨物流事業者」の中から2社選定、指定し、選定の審査結果を通知する。
- イ 審査は、書類審査にて行う。(プレゼンテーション審査は行わない。)
- ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査結果

- ア 審査結果は採択に関わらず、全応募事業者に通知する。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2027年国際園芸博覧会 「推奨物流事業者」及び「場内貨物取扱指定事業者」の公募について】において公表する。(<https://expo2027yokohama.or.jp/>)
 - ① 「推奨物流事業者」及び「場内貨物取扱指定事業者」に選定され・指定された事業者名と評価点
 - ② 全応募事業者の評価点

(3) 審査対象からの除外(失格事由)

- 次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。
 - ア 他の応募事業者と応募した内容又はその意思について相談を行うこと。
 - イ 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募した内容を意図的に開示すること。
 - ウ 提出書類等に虚偽の記載を行うこと。
 - エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 指定・選定後の提出書類

「推奨物流事業者」・「場内貨物取扱指定事業者」に選定され・指定された場合、以下の書類の提出が必要となる。

- ア 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明を行うこと。)
- イ 法人登記簿謄本(1部)
 - ・法人の場合に提出すること
 - ・発行日から3カ月以内のもの
- ウ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)
 - ・個人の場合に提出すること
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- エ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

- ・個人の場合に提出すること
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- オ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
- (ア) 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - (イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
 - (ウ) 株主資本等変動計算書

12. その他

応募にあたっては、公募要領、その他別添の資料を熟読し遵守すること。